

公正取引委員会が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改定）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「平成19年度評価書」（平成19年7月25日付け公官総第267号による送付分）における実績評価方式による4件の政策評価

2 審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注） 達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

3 審査の結果

「平成19年度評価書」における実績評価方式による4件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標 値等の有 無	
1	独占禁止法違反行為に対する措置	○	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速（小売業にかかる不当廉売事件について2か月を目途）に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	C	7	事件処理の概況（申告件数、事件処理件数等）	P	—	—
						独占禁止法違反行為類型別件数	P	—	—
						課徴金納付命令（総額、件数）	P	—	—
						刑事告発（件数、対象事業者数）	P	—	—
						事件処理期間	P	一部商品に係る不当廉売事案処理について、2か月を目途に対処	○
						申告件数に対する事件処理比率	P	—	—
						事件処理に投入された人員・時間の平均値	P	—	—
2	企業結合の審査	○	企業結合に対して迅速（第1次審査については30日以内、第2次審査については90日以内）かつ的確な審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	C	8	合併、分割及び営業譲受け等の届出受理件数並びに株式所有報告書の提出件数	P	—	—
						届出書受理後の法定手続に基づく審査状況	P	30日以内（報告等を求めた場合には、届出受理の日から120日を経過した日とすべての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間）	○
						事前相談案件の処理に要した日数ごとの件数（第1次審査）	P	30日以内	○
						事前相談案件の処理に要した日数ごとの件数（第2次審査）	P	90日以内	○
						産業再生関連事案における処理に要した日数ごとの件数	P	15日以内（迅速審査類型に該当しなかった場合は30日以内）	○
						公表事例の頁数別の件数	P	—	—
						海外の競争当局との連携	P	—	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標値等の 設定の有無	
					経済分析の活用	P	—	—	
3	景品表示法違反行為に対する措置	○	景品表示法に違反する不当景品、不当表示に対して厳正かつ迅速（半数以上の案件について、6か月を目途）に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護する。	C	3	違反事件の処理状況（事件処理件数等）	P	—	—
						景品表示法違反行為類型別件数	P	—	—
						排除命令事件処理日数	P	半数以上の案件について、6か月を目途	○
4	下請法違反行為に対する措置	○	（1）下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して厳正かつ迅速（処理期間6か月以内を目途）に対処し、これらを排除することにより、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護する。 （2）平成16年4月の改正下請法の施行により、新たに下請法の対象となった情報成果物作成委託及び役務提供委託の分野の下請取引においては、従来から同法の対象となっている製造・修理委託の分野に比べて発注書面交付率が低いことから、この発注書面交付率を平成17年度から平成19年度までの3年間で製造・修理委託分野の発注書面交付率まで引き上げる。	C	4	違反事件の処理状況（事件処理件数）	P	—	—
						下請法違反行為類型別件数	P	—	—
						下請法違反事件処理に要した日数	P	6か月以内を目途	○
						発注書面不交付率	CM	情報成果物作成委託及び役務提供委託の分野の下請取引における発注書面交付率を、製造・修理委託分野の発注書面交付率まで引き上げる。	○
合計	4政策	○=4	C=4		CM=1 P=21		○=8		

(注) 1 公正取引委員会の評価書を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	公正取引委員会の評価書に記載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価書の評価対象施策欄に記載されている評価対象政策の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>上記に該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」を記入した。</p>
「達成すべき目標（達成目標）」欄	評価書の施策の目標欄及び本文中に記載されている事項を記入した。
「目標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。</p> <p>なお、「C」（=outCome）はアウトカム、「P」（=outPut）はアウトプットをそれぞれ示す。</p>
「測定指標」及び「指標数」欄	<p>「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。</p> <p>なお、必ずしも評価書において測定指標である旨が明記されていないため、当省で整理し、公正取引委員会に確認の上、記入した。</p>
「指標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「CI」、「P」の別を記入した。</p> <p>なお、「CM」（=outCome Measurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（=outCome Immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=outPut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。</p>
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○行政サービスに対する満足度 ○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率 ○開発途上国における教育水準（識字率、就学率） ○農産物の生産量 ○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移 ○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○事業の実施件数、 ○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定 ○検査件数、 ○行政処分の実施件数
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の開催回数 ○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の参加者数 ○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、 高等教育機関における社会人の数 ○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、 ○インターンシップ参加者数
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○機構・定員等の審査結果 ○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数 ○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○各種研究開発の特許取得件数 ○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数